

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)
FAX 03(5255)5675



2016・11・10

世界企業ブランドランキング2016

アップル1位、トヨタ5位

米大手調査会社「インターブランド」は、世界のブランド価値評価ランキング「Best Global Brands 2016」の上位100社を発表した。

1位は4年連続でアップル。2位：グーグル、3位：コカコーラ、4位：マイクロソフトと上位4社は前年と同じだった。

日本企業では、トヨタ自動車が前年から順位を1つ上げ、アジア勢で初めて5位に入った。100位以内の日本企業は6社。

トヨタは、アジア企業で初めてトップ5に入った。トヨタのブランド価値は、前年より9%増の約536億ドル(約5.5兆円)だった。スポーツカーの開発や人工知能(AI)の研究開発などが企業価値を高めたと評価された。

100位以内に入った日本企業は6社で前年と同数。21位にホンダ、42位キヤノン、日産自動車43位、ソニー58位。パナソニック68位となった。

インターブランドはブランドが消費者の購買動向に与える影響や財務状況などを分析して評価し、ブランド価値を金額に換算してランク付けている。

第4次産業革命

▽経済産業省▽

「IoT」のデータなど保護へ

経済産業省は、あらゆるものがインターネットにつながる「IoT」(Internet of Things)や「AI」(人工知能)など、新しい技術が急速に発展する社会に対応するため「第4次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」を設置し、本格的な議論を開始した。

検討会は、AIやIoTの活用をめぐり、データの増加と、それを加工・処理する関連技術が急速に発達する「第4次産業革命」の下、企業の知財戦略とそれを支える知的財産制度の在り方についての検討を行う。

IoTやAIの技術では、さまざまなセンサーなどから得られる膨大な情報がリアルタイムで収集、分析され、企業などの間でやり取りされるが、

データそのものや、その分析結果について、著作権法などによって知的財産をどのように保護するかが明確ではない。

このため経済産業省は、こうしたデータを知的財産として保護するための法制度の在り方について議論を進め、今年度中に中間取りまとめを行う方針。

第4次産業革命の下では、新たな情報財が次々と生み出され、また、産業構造の变革によって、企業に求められる経営戦略、知財戦略は複雑化し、知財制度・運用に期待される役割も多様化するため、検討に当たっては、個別産業分野ごとの将来像や課題も視野に入れて検討していく。

具体的には、自動車分野、ロボット分野、医療・介護分野、バイオ分野などを対象分野とし、業界別に課題を洗い出したうえで、知的財産を守るための法整備を検討する。

電源アダプター用のピン ▽知財高裁▽

アップルの特許権侵害認めず

米アップル社にパソコンの部品を供給してきた日本の電子部品メーカー「島野製作所」が、自社の特許を侵害されたとして、アップル側に損害賠償とノートパソコンなどの販売差し止めを求めた訴訟の控訴審で、知財高裁は、請求を棄却した一審の東京地裁判決を支持し、島野製作所の控訴を棄却する判決を下した。

島野製作所は、ノートパソコン用の電源アダプターに使われる「ブランジャーピン」を開発し、アップル社に供給していたが、訴訟では、ノートパソコン「MacBook (マックブック)」の一部モデルの電源アダプターに使われているピンが、島野製作所が保有するピンの特許を侵害するかが主な争点だった。

判決では、「アップル製品と島野の発明とは、押付け部材とブランジャーピンの接触に関して技術的意義を異にしている」などとして、特許侵害は成立しないと判断し、島野製作所の控訴を棄却した。

島野製作所は、2014年8月、アップルに対し、独占禁止法違反と特許権侵害の2つの訴訟を東京地裁に提起していた。

解説

特許請求の範囲の記載要件（サポート要件）
 審決取消請求事件 知的財産高等裁判所
 平成26年（行ケ）第10155号
 判決言渡 平成28年10月19日

第1 事案の概要

被告が所有している特許第4340581号（発明の名称：減塩醤油類）に対して原告が特許無効審判請求を行った。無効理由は進歩性欠如、サポート要件（特許法第36条第6項第1号）違反である。特許庁は、無効2013-800113号として審理し、進歩性を認めるとともに、サポート要件違反はないと判断して審判請求不成立の審決を下した。原告が審決の取消を求めたものである。

争点はサポート要件の判断の誤り（取消事由1）及び、進歩性判断の誤り（取消事由2）の当否である。

判決はサポート要件が満たされていないとして審決を取消した。

ここでは、特許請求の範囲の請求項1記載の発明（本件発明1）についてのサポート要件の判断の部分のみを紹介する。

本件発明1は「食塩濃度7~9w/w%、カリウム濃度1~3.7w/w%、窒素濃度1.9~2.2w/v%であり、かつ窒素／カリウムの重量比が0.44~1.62である減塩醤油。」である。

第2 判決

特許庁が無効2013-800113号事件について平成26年5月19日した審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

本件発明1が解決しようとする課題は、食塩濃度が7~9w/w%と低いにもかかわらず塩味があり、カリウム含量が増加した場合の苦みが低減でき、従来の減塩醤油の風味を改良した減塩醤油を提供することであると認められる。

本件発明1に関し、本件明細書の実施例・比較例から、課題を解決できることが認識できることが直接示されているのは、食塩濃度が9.0w/w%の場合のみである。

本件明細書の表1の実施例・比較例を検討しても、食塩濃度7.0w/w%の場合に、塩味が3以上、苦みが3以下、総合評価が○以上という評価が得られ、本件発明1の課題を解決できることを認識することができる記載は認められない。

（なお、総合評価は、◎：塩味があり、かつ苦味及び異味がない、○：塩味が3以上で、かつ苦みが3以下であり、更に次の何れかに当てはまるもの、塩味がやや弱く、苦味及び異味が少ない、△：塩味がやや弱く、苦味及び異味がない、塩味があり、苦味及び異味が少ない、△：塩味が3以上、かつ苦味が3以下であるが、異味がある、×：塩味が弱く、かつ／又は苦味・異味がある。塩味の指標は、1：減塩醤油と同等（食塩9w/w%相当）、2：減塩醤油とレギュラー品（通常品）（食塩14w/w%相当）の間位、3：レギュラー品（通常品）に比べ若干弱い、4：レギュラー品（通常品）と同等、5：レギュラー品（通常品）よりも強い。苦みの指標は、1：なし、2：ごくわずかに感じる、3：わずかに感じる、4：感じる、5：強く感じる）

更に食塩濃度を7.0w/w%まで下げた場合において、塩味が3以上、苦みが3以下、総合評価が○以上という評価が得られることを、表2及び表3

に基づいて合理的に推認できないことは明らかである。

以上によれば、本件発明1のうち、少なくとも食塩が7w/w%である減塩醤油について、本件出願日当時の技術常識及び本件明細書の記載から、本件発明1の課題が解決できることを当業者は認識することはできず、サポート要件を満たしているとはいえない。

審決は、「カリウム濃度」が塩味を付け、「窒素濃度」が塩味を増強し、苦みを低減させるという原理が本件明細書から読み取ることができ、食塩濃度が9w/w%において観察された現象が、食塩濃度7w/w%で観察されないという合理的な理由はないと判断した。

しかしながら、上記原理だけから、食塩濃度を低下させた場合における具体的な塩味や苦みの程度を推測することはできないし、特定の味覚の強化、弱화가他の味覚に影響を与えずに独立して感得されるという技術的知見を示す証拠も見当たらない。

本件発明の課題が解決されたというためには、本件明細書において設定した、塩味が3以上、苦みが3以下、総合評価が○以上という評価を達成しなければならないが、本件発明のうち食塩濃度が7.0w/w%の場合に、上記の評価を達成でき課題が解決できることを、本件明細書の記載から認識することはできない。

本件発明のうち、当該発明の課題を解決できることを具体的に示しているのは、食塩濃度が9w/w%の場合のみである。食塩濃度が7w/w%まで低下した場合の塩味や苦みを推認するための技術的な根拠が、本件明細書に記載されておらず、また、どの程度になるかということについての技術常識もな以上、本件特許の明細書の【0009】段落の「7~9w/w%であることが好ましく」という一般的な記載のみをもって、食塩濃度の全範囲において発明の課題を解決できることについての技術的な裏付けある記載があると認めすることはできない。

以上によれば、取消事由2（進歩性判断の誤り）について判断するまでもなく、審決は違法なものとして取り消されるべきである。

第4 考察

特許出願の際に提出する書類の一つである「特許請求の範囲」に記載されている「特許を受けようとする発明」は、「特許請求の範囲」とともに特許出願の際に提出する書類である「明細書」（発明の詳細な説明）に記載されているものであることが要求されている（特許法第36条第6項第1号）。特許請求している発明が明細書の記載によってサポートされていることが要求されるもので「サポート要件」と呼ばれている。特許制度は特許出願によって新規な発明をだれよりも先に社会に公開（公表）した者（特許出願人）に対して所定の期間、独占排他権たる特許権を付与するものである。発明の詳細な説明（明細書）に記載していない発明について特許請求の範囲に記載して特許請求することになれば、社会に公開していない発明について特許権の付与を請求することとなるわけで、これを防止する規定であるとされている（特許法逐条解説）。違反している場合には拒絶理由になり、審査で看過されて特許成立した場合には特許権が始めから成立しなかったものとされる特許無効審判請求の理由になる。

本件は、サポート要件の充足性について「充足している」とした特許庁の判断を知財高裁が取消したものである。

実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。以上

IoT関連技術の事例を追加 「審査ハンドブック」を改訂

■特許庁、12事例を紹介■

特許庁は、IoT関連技術に関する事例を追加した「特許・実用新案審査ハンドブック」の改訂版を公表した。

IoT関連技術の研究開発や実用化が進んでいることから、IoT関連技術に係る特許出願について、審査基準を適用したときの考え方を示す事例として、様々な技術分野で12事例を紹介している。発明の該当性の判断で3事例、新規性の判断で4事例、進歩性の判断で5事例、計12例が追加されている。

追加された事例は、IoT関連技術に係る発明について、どのような特許出願を行えばよいか、また審査における拒絶理由通知に対してどのように対応すればよいかなどを判断する指針となる。

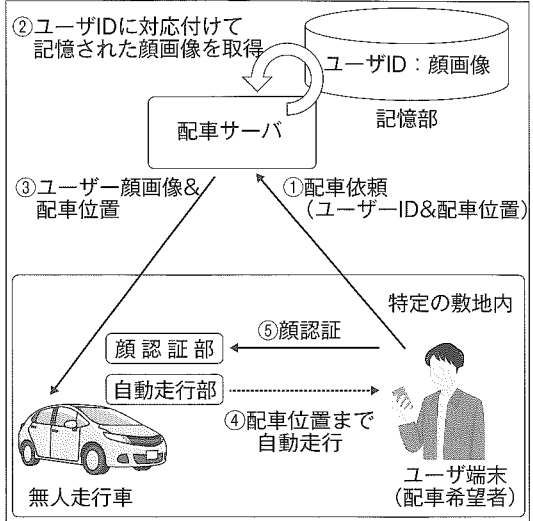
●事例 ～発明該当性～●

【請求項1】

配車サーバと配車希望者が有する携帯端末と、無人走行車とから構成されるシステムであって、前記携帯端末が、ユーザID及び配車位置を前記配車サーバに送信する送信部を備え、

前記配車サーバが、ユーザIDに対応付けてユーザの顔画像を記憶する記憶部と、前記携帯端末から受信したユーザIDに対応付けて記憶された顔画像を前記記憶部から取得する取得部と、無人走行車の位置情報及び利用状態に基づいて、配車可能な無人走行車を特定する特定部と、前記特定された無人走行車に対して前記配車位置及び顔画像を送信する送信部と、を備え、

前記無人走行車が、前記配車位置まで自動走



行する自動走行部と、前記配車位置にて、周囲の人物に対して顔認識処理を行う顔認証部と、受信した前記顔画像に一致する顔の人物を配車希望者と判定し、無人走行車の利用を許可する判定部と、を備えることを特徴とする、無人走行車の配車システム

【結論】

請求項1に係る発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、「発明」に該当する。

【説明】

請求項1の記載から、無人走行車の配車という使用目的に応じた特有の演算又は加工が、配車サーバ、ユーザ端末、無人走行車から構成されるシステムという、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって実現されていると判断できる。そのため、請求項1に係る発明は、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働することによって使用目的に応じた特有の情報処理システムを構築するものである。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

中小企業の職務発明規程の整備 11月から支援・相談体制を強化

■INPIT■

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) は、中堅・中小企業の職務発明に関する社内規程等整備の支援を強化する。11月1日から2月28日までの4ヶ月間を「職務発明規程整備支援強化期間」と設定し、期間中、支援・相談体制の強化、充実を図る。

平成27年度法改正により、平成28年4月1日から従業員が職務上行った発明 (職務発明) について、社員が発明した新技術の特許を取得する権利は、企業が社内規程などによって、あらかじめ定めておくことで、その特許を取得する権

利を発明が生まれたときから企業が保有することが可能になった。

使用者が従業員に対してあらかじめ職務発明規程等に基づいて帰属の意思表示をした場合に、初めから法人帰属とすることが可能となる。従業員は相当の金銭その他経済上の利益を受ける権利を有することになり、これには金銭のみならず、研究費用、研究設備、処遇なども含まれる。ただし、規程整備が困難な中小企業や大学などに関しては、引き続き発明者に帰属する体制のままでも認められている。

これらの仕組みは、各社の事情に応じた柔軟な権利処理や多様なインセンティブ設計を可能とするものだが、実際に導入するには、職務発明規程の制定・改定が必要となる。このため、INPITと知財総合支援窓口では、中堅・中小企業に専門家を派遣するなどして、職務発明に関する社内規程等の整備の相談に対応する。

審 決 紹 介

本願商標「おしゃれ金庫」は、商標法第3条第1項第3号には該当しない、と判断された事例（不服2016-1167号、平成28年7月27日審決、審決公報第201号）

1 本願商標

本願商標は、「おしゃれ金庫」の文字を標準文字で表してなり、第6類「金庫」を指定商品として、平成27年3月4日に登録出願されたものである。

2 原査定における拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、標準文字で『おしゃれ金庫』と書してなるところ、該文字は、「しゃれた金庫」程の意味合いを看取させ、また、出願人以外の者による『おしゃれ金庫』の語が、金庫の品質を表すものとして使用されているから、これを本願指定商品に使用しても、上記の意味合いの商品であることを認識させるにすぎず、単にその商品の品質を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものと認める。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨、認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は「おしゃれ金庫」の欧文字を標準文字で表してなるところ、その構成が、「しゃれた」の意味を有する「おしゃれ」の文字と「金庫」の文字からなるものと看取し得ることから、その構成全体として原審示の意味合いを認識させるとしても、これが、その指定商品との関係において、直ちに商品の具体的な品質を理解させるとはいえないものである。

また、当審における職権調査によれば、本願商標の指定商品を取り扱う業界において、「おしゃれ金庫」の語が、わずかに使用されていることが認められるが、該文字が商品の品質を表示するものとして取引上普通に使用されているものとは認められない。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、自己商品の識別標識としての機能を果たし得るものというのが相当である。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶すべき理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「ミレーの種をまく人」は、商標法第4条第1項第15号には該当しない、と判断された事例（不服2015-19920号、平成28年7月12日審決、審決公報第201号）

1 本願商標

本願商標は、「ミレーの種をまく人」の文字を標準文字で表して

なり、第30類に属する願書記載のとりの商品を指定商品として、平成26年3月31日に登録出願されたものである。

そして、その指定商品については、原審における同年11月19日付け及び当審における同27年12月28日付け手続補正書により、第30類「ブッセ」に補正されたものである。

2 原査定における拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、山梨県立美術館及びアメリカ合衆国所在のボストン美術館が所蔵する、フランスの画家ジャン・フランソワ・ミレーの絵画を理解させる『ミレーの種をまく人』の文字を書してなるものであるから、これを本願の指定商品に使用するとき、これがあたかも上記の両美術館と組織的・経済的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれがあるものと認める。したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第15号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「ミレーの種をまく人」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中、「ミレー」の文字は、フランスの画家であるジャン＝フランソワ・ミレー（Jean-Francois Millet, 1814年～1875年。以下「ミレー」という。）の名前の読みを表すものであり、「種をまく人」の文字は、英語表記を「The Sower」とし、「種まく人」を日本語表記として表わしていることもある。種まきをする農民が描かれた絵画であって、我が国において、ミレーが描いたものが広く知られているものであるから、本願商標からは、「ミレーの描いた絵画である『種をまく人』(The Sower)」程の意味合いを認識させ、当該絵画を想起させるものである。

そして、ミレーが描いた「The Sower」の絵画は、原審示のとおり、山梨県立美術館とアメリカ合衆国所在のボストン美術館(Museum of Fine Arts, Boston)が所蔵している。

しかしながら、当審において職権をもって調査したところ、「ミレーの種をまく人」の文字が、両美術館の業務に係る商品又は役務を表示するものとして使用され、需要者の間に広く認識されている事実を発見することができなかった。

そうすると、本願商標は、「ミレーの描いた絵画である『種をまく人』(The Sower)」程の意味合いを認識させ、当該絵画を想起させるものとして、特定の者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして、取引者、需要者の間に広く認識されているものとはできないから、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者に山梨県立美術館又はボストン美術館を連想、想起させることはなく、その商品が両美術館又は両美術館と組織的・経済的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれはないものというべきである。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第15号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和32年	商標登録第 499253号～第 501455号
〳 42年	〳 第 738007号～第 741495号
〳 52年	〳 第1260520号～第1266596号
〳 62年	〳 第1944309号～第1950898号
平成9年	〳 第2720265号～第2720342号
平成9年	〳 第3273355号～第3299049号
平成19年	〳 第5037900号～第5044880号

各年の4月1日～4月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成25年12月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは11月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

●特許、商標の出願状況

	特 許	商 標
28年8月分	24,217	14,755
前 年 比	104%	129%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryu/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm